

条例改正による市街化調整区域での立地可能建築物比較表(案)

改正前 (第二種低層住居専用地域並み)	改正後	他の要件での立地可能性
自己用住宅	自己用住宅	あり
専用住宅(非自己用)、共同住宅、寄宿舍、下宿	-	なし
兼用住宅(自己用)	兼用住宅(自己用)	あり
兼用住宅(非自己用)	-	なし
店舗(自己用)	店舗(自己用)	あり
店舗(非自己用)	-	なし
事務所(自己用)	事務所(自己用)	あり
事務所(非自己用)	-	なし
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	-	あり
神社、寺院、教会等	-	あり
診療所	-	あり
保育所	-	あり
老人ホーム	-	あり
身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設	-	あり
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具店、自転車店等で作業の面積が50㎡以下	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具店、自転車店等で作業の面積が50㎡以下	あり
作業場(自己用)	作業場(自己用)	あり
作業場(非自己用)	-	なし

※上記のように、区域指定で認める建築物の用途は規制強化されるが、最も案件の多い自己用住宅については、継続して出身者要件を問わない。また、区域指定を除いた他の許可要件にて立地できる可能性も考慮すると、今回の改正により居住する者が決まっていない住宅の宅地開発、共同住宅(アパート)、テナントが影響を受けることになる。